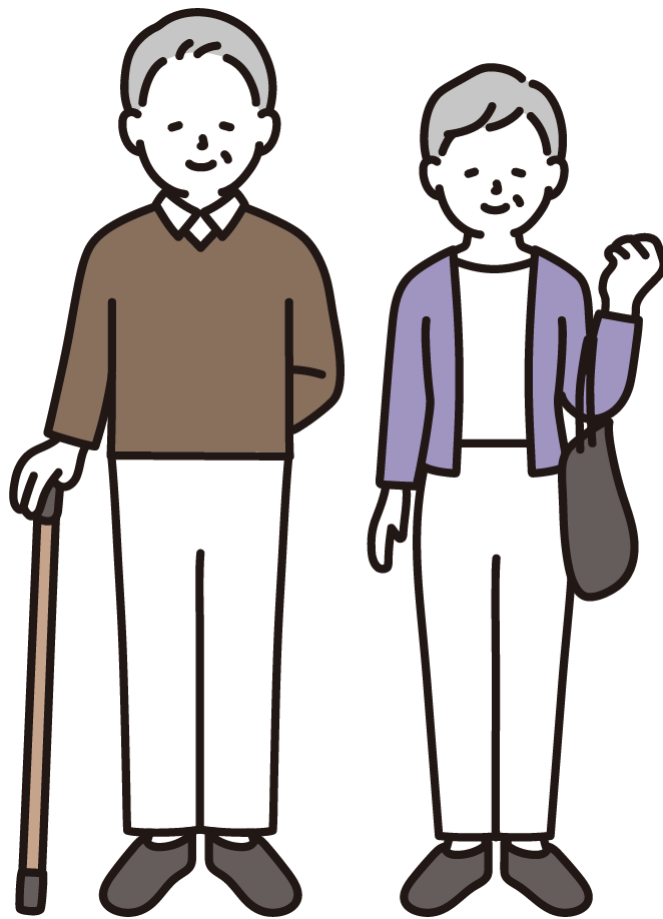


令和8年度版

女川町高齢者福祉サービス ガイドブック



女川町 健康福祉課 長寿介護係

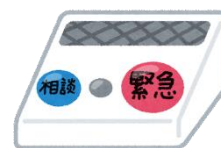
目次

1. 高齢者福祉サービスについて	1
(1) 緊急通報システム	1
(2) 住宅改造資金助成	1.2.3
(3) 外出支援サービス利用助成	3
(4) 紙おむつ等助成券支給	4
(5) 配食サービス費助成	5
(6) 老人ホームヘルパー派遣	6
(7) 家族介護慰労金支給	7
(8) 認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業	7.8
(9) 特別障害者手当	8
2. 女川町内の介護サービス事業所	9.10
3. 地域包括支援センターについて	11

1. 高齢者福祉サービスについて

(1) 緊急通報システム

ひとりぐらし高齢者等の自宅に緊急通報機器を設置し、急病又は事故の発生に関する通報に基づき、あらかじめ指定された緊急通報協力員により、速やかに当該ひとりぐらし高齢者等の救援又は容態の確認を行います。



【対 象】 町内に居住する 65 歳以上のひとりぐらし高齢者

【申 請】 ①役場へ以下の書類を提出

- ・ひとりぐらし高齢者等緊急通報システム利用申請書
- ・ひとりぐらし高齢者等緊急通報システム利用確約書
- ・民生委員への情報提供に係る同意書

※各用紙は役場にございます。印鑑持参の上、ご来庁ください。

②ご自宅へのシステム設置作業

利用が認められた方の自宅に緊急通報システムを設置のため訪問

※役場職員と設置作業を行う事業者で訪問させていただきます。

【費 用】 無料貸与

※ ただし、電話回線を利用するため、ひと月の電話料金に 300 円程度加算されます。

【その他】 利用申請時に緊急通報協力員 2 人以上の登録をしていただきます。

(2) 住宅改造資金助成

日常生活を営むうえで支障があり、居住する住宅の改造工事が必要な場合の工事費用の一部を助成することによって居住環境の向上を図ります。

【対 象】 町内に居住する 65 歳以上の方で、身体上の障害があるために日常生活を営むのに支障があり、居住する住宅の改造工事の必要な方。

【内 容】 住宅改造費の助成の対象となる工事は、助成対象者が居住する住宅における次に掲げる箇所における改造工事のうち、助成対象者の日常生活の利便の向上及び介護者の負担軽減を図るためのもの。

- (1) 廊下 (2) 階段 (3) 浴室
(4) 居室 (5) 玄関 (6) 便所

【助成額】 改造工事に係る費用を合計した額の9割に相当する額
(上限30万円)

【申 請】 ①役場へ以下の書類を提出

- ・女川町高齢者・障害者住宅改造費助成申請書
(役場窓口にございます。印鑑持参の上、ご来庁ください。)
 - ・工事見積書
 - ・改造箇所説明書等(平面図、立体図等)
 - ・改造前の状況を示す写真
- } 工事事業者作成のもの
- (※紙に印刷したものをご用意ください。工事事業者が撮影したものでも可。)
- ・住宅所有者又は管理者の工事承諾書
(申請者の所有する住宅以外の住宅に居住する方のみ)

②工事着工前の現地確認

役場職員とケアマネジャー、工事事業者がご自宅に訪問し、確認させていただきます。

③助成決定通知の送付

役場から助成決定通知を送付いたしますので、通知を確認後に工事を依頼してください。

④工事完了後、以下の書類を提出

- ・工事完了届兼助成金交付請求書(役場窓口にございます。)
 - ・領収書の写し
 - ・改造後の状況を示す写真
- (※紙に印刷したものをご用意ください。工事事業者が撮影したものでも可。)

⑤工事完了後の現地確認

役場職員とケアマネジャー、工事事業者がご自宅に訪問し、工事箇所を確認させていただきます。

【その他】 工事着工前に申請が必要となります。

工事着工後の申請は受付できかねますので、ご注意ください。

(3) 外出支援サービス利用助成

介護の必要な高齢者等に対し、タクシー利用料金等の一部を助成することにより医療機関への通院等の利便に供するとともに、社会参加を促進します。

【対 象】 要介護認定又は要支援認定を受けている在宅の方

【内 容】 (一社)宮城県タクシー協会石巻支部に加盟している小型タクシー等の利用料金を助成します。車種については小型タクシーか寝台車等のどちらかお選びいただけます。

(1) 小型タクシー

利用券 1 枚につき基本料金相当額を助成

要支援 1・2、要介護 1 の方は利用券を月 2 枚交付

要介護 2～5 の方は利用券を月 4 枚交付

(2) 寝台車等

利用券 1 枚につき寝台車等 30 分の利用料金の 9 割及び回送料を助成。一律利用券を月 2 枚交付

【申 請】 役場へ以下の書類を提出

・外出支援サービス利用助成券交付申請書

(※用紙は役場窓口にございます。印鑑持参の上、ご来庁ください。)

・介護保険被保険者証

【その他】 入院中または施設入所中の方は対象外です。

(4) 紙おむつ等助成券支給

要介護認定を受けている高齢者等に対して、紙おむつ、尿取りパット、清拭剤及び使い捨て手袋を購入する費用の一部を助成することにより、高齢者等を介護している世帯の経済的負担の軽減を図ります。

【対 象】 要介護認定を受けている在宅の方

【内 容】 紙おむつ、尿取りパット、清拭剤及び使い捨て手袋を購入する費用を助成します。介護度によって助成額が異なります。

(1) 要介護認定 1・2

3,000 円の助成券を月 1 枚交付

(2) 要介護認定 3

4,000 円の助成券を月 1 枚交付

(3) 要介護認定 4・5

5,000 円の助成券を月 1 枚交付

【申 請】 役場へ以下の書類を提出

・紙おむつ等助成券支給申請書

(※用紙は役場窓口にあります。印鑑持参の上、ご来庁ください。)

・介護保険被保険者証

【その他】 施設入所中の方は対象外です。



(5) 配食サービス費助成

高齢者に対し配食サービスに係る費用の一部を助成することにより、高齢者の日常生活の安定と健康維持を図ります。

【対 象】 町民税非課税世帯に属する高齢者で、加齢、心身の疾病等の事由により、高齢者自らが調理、栄養管理等を行うことが困難であり、日常生活の安定確保と健康維持のために配食サービスの利用が必要な方

【内 容】 女川町配食サービス費助成事業の指定を受けた民間事業者が実施する配食サービスに要する費用相当額のうち、1食当たり200円を上限とした額を助成します。最低400円分が利用者様の負担となります。

例) 1食550円の場合 $550 - 400 = 150$ 150円の助成 400円負担
1食650円の場合 $650 - 400 = 250$ 200円の助成 450円負担
助成回数は、利用者1人に対し、1日につき1食分です。

【申 請】 ①指定事業者と配食の契約を取り交わす。

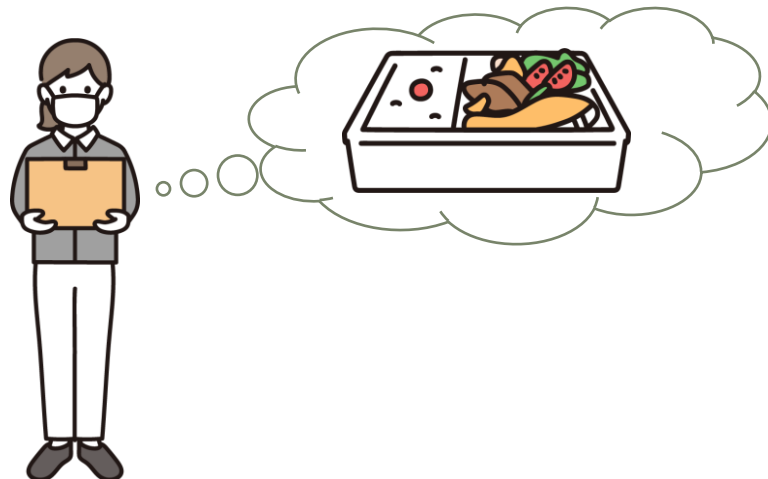
②役場へ以下の書類を提出

・女川町配食サービス費助成申請書

(※用紙は役場窓口にあります。印鑑持参の上、ご来庁ください。)

・指定配食事業者と取り交わした契約書等

【その他】 入院中または施設入所中の方は対象外です。



(6) 老人ホームヘルパー派遣

身体上又は精神上の障害により日常生活を営むのに支障のある高齢者を抱えている家庭に対して、ホームヘルパーを派遣し、適切な家事、介護等の日常生活の世話をを行い、生活の安定を図ります。

【対 象】 次の（１）または（２）の高齢者がいる世帯で、養護者がいないもの又は養護者が当該者の介護を行うことが困難と認められる方。

（１） 身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある高齢者で、やむを得ない事由により介護保険法に規定する訪問介護を利用することが困難である方。

（２） 要介護認定申請の判定結果が要介護状態又は要支援状態に該当しないこととなった高齢者のいる家庭で介護サービスを必要とする方。

【内 容】 ホームヘルパーの派遣回数、時間数及びサービス内容については、当該者及び家族の身体的状況、世帯の状況等を勘案し決定します。

【利用料】 介護保険法に規定する訪問介護サービス利用者負担金相当額（１回１時間当たり家事援助中心型 30 分以上 1 時間未満の単位）を負担いただきます。

【申 請】 ①以下の書類を提出

・老人ホームヘルパー派遣申請書

（※用紙は役場にございます。印鑑持参の上、ご来庁ください。）

②生活状況等の現地確認

役場職員がご自宅に訪問し、生活状況を確認させていただきます。

③決定通知送付

【その他】 入院中または施設入所中の方は対象外です。



(7) 家族介護慰労金支給

在宅の寝たきり高齢者等を常時介護している者のうち介護保険法に定める介護サービスを利用しない家族に対し、介護慰労金を支給し、家族介護を行っている者を支援します。

【対 象】 本町に住所を有する方で、申請のあった日の属する月の前3ヶ月の間において、介護保険法に定めるサービス（期間中14日以内のショートステイの利用を除く。）を受けていない要介護高齢者と同居し、常時介護している家族

【支給額】 25,000 円

【申 請】 ①役場へ以下の書類を提出

・家族介護慰労金支給申請書

（※用紙は役場にございます。印鑑持参の上、ご来庁ください。）

②生活状況等の現地確認

役場職員がご自宅に訪問し、生活状況を確認させていただきます。



(8) 認知症高齢者等 SOS ネットワーク登録

認知症高齢者及びその他の認知症患者が、徘徊により所在が不明となった場合において、早期発見と不慮の事故を防止するため、本人の情報を事前登録します。

【対 象】 本町に住所を有し、認知症と診断され、徘徊のおそれがある方

【内 容】 事前登録された情報を町から警察署へ提供します。徘徊により所在が不明となった場合は、家族から警察署に搜索依頼を届出し、警察署や消防署等の関係機関で情報を共有し、早期発見に努めます。

【費 用】 無料

【申 請】 ①役場へ以下の書類を提出

・女川町徘徊 S O S ネットワーク登録届出書

(※用紙は役場にございます。印鑑持参の上、ご来庁ください。)

②生活状況等の現地確認

役場職員がご自宅に訪問し、生活状況を確認させていただきます。

また、登録証作成の為、お写真を撮らせていただきます。

③登録証送付

(9) 特別障害者手当

精神又は身体に著しく重度の障害により、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に対して、精神的、物理的な特別の負担の軽減を図るため、手当を支給します。

【対 象】 日常生活において常時特別の介護を必要とする、在宅の 20 歳以上の方で、概ね下記のいずれかに該当し、認定基準を満たす方。

- ・重度（身体障害者手帳 1・2 級程度）の障害を重複している場合
- ・重度身体障害と重度知的・精神障害を重複している場合
- ・重度知的・精神障害により日常生活の動作や行動が 1 人でほとんどできない状態
- ・重篤な疾患により長期にわたって常時安静、就寝を要する状態

【支給額】 月額 30,450円を支給します。 ※令和 8 年 4 月～

【窓 口】 健康福祉課 福祉係 （申請書類は直接お問い合わせください）



2. 女川町内の介護サービス事業所

○地域包括支援センター

	名称	住所	電話番号
1	女川町地域包括支援センター	女川町鷺神浜字堀切山107-17 (女川町社会福祉協議会内)	0225-53-2272

○居宅介護支援事業所

	名称	住所	電話番号
1	女川町地域医療センター 居宅介護支援事業所	女川町鷺神浜字堀切山107-1	0225-53-5511

○訪問介護

	名称	住所	電話番号
1	ぱんぶきん介護センター ヘルパーステーションぱんぶきん	女川町浦宿浜字門前29-1-2	0225-53-5331

○訪問看護

	名称	住所	電話番号
1	女川町地域医療センター	女川町鷺神浜字堀切山107-1	0225-53-5511

○訪問リハビリテーション

	名称	住所	電話番号
1	女川町地域医療センター	女川町鷺神浜字堀切山107-1	0225-53-5511

○通所介護

	名称	住所	電話番号
1	デイサービスセンターおながわ	女川町浦宿浜字小屋ノ口1-1	0225-53-5181
2	デイサービス ふらっと女川	女川町鷺神浜字堀切山109-6	0225-25-7380

○通所リハビリテーション

	名称	住所	電話番号
1	女川町地域医療センター	女川町鷺神浜字堀切山107-1	0225-53-5511

○介護老人保健施設

	名称	住所	電話番号
1	介護老人保健施設のぞみ	女川町鷺神浜字堀切山107-1	0225-53-5511

○介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

	名称	住所	電話番号
1	特別養護老人ホームおながわ	女川町浦宿浜字小屋ノ口1-1	0225-53-5181

○グループホーム

	名称	住所	電話番号
1	グループホームのどか	女川町浦宿浜字浦宿81-4	0225-50-1332



3. 地域包括支援センターについて

【地域包括支援センターとは】

- ・地域のみなさんの健康、生活、財産、権利などを守るために置かれている機関で、どなたでも利用できます。
- ・地域に住むみなさんからのさまざまな相談や悩みを聞いたり、地域で活躍するケアマネジャーを助けたりしながら、安心できる地域、暮らしやすい地域をつります。
- ・地域包括支援センターでは、社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャー等が、互いに連携をとりながら、総合的に高齢者の支援を行います。

【主な業務】

- ・地域のみなさんやご家族の介護に関する悩みや問題に対応します。
- ・地域の皆さんの状態に合わせて、介護予防のお手伝いをします。
- ・高齢者のみなさんが安心していきいきと暮らしたために、成年後見制度の紹介や虐待防止のための支援や、消費者被害などの相談に応じます。
- ・みなさんを支える地域のケアマネジャーの助言や支援や、より暮らしやすい地域にするためのネットワークづくりと、課題解決に努め、さまざまな方面からみなさんを支えます。

【女川町地域包括支援センター】

場 所：女川町鷲神浜字堀切山107番地の17（女川町社会福祉協議会内）

電 話：0225-53-2272

開所日：月曜日～金曜日（土日・祝日・年末年始を除く） 8：30～17：30



[illegible]